

第104期 中間決算公告

平成23年12月27日



福井市順化1丁目6番9号

株式会社 福邦銀行

取締役頭取 東條 敬

中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	16,858	預 金	416,582
コールローン	383	借 用 金	200
有 価 証 券	110,598	そ の 他 負 債	3,425
貸 出 金	309,119	未 払 法 人 税 等	30
外 国 為 替	212	リ ー ス 債 務	539
そ の 他 資 産	1,448	資 産 除 去 債 務	53
有 形 固 定 資 産	4,824	そ の 他 の 負 債	2,802
無 形 固 定 資 産	674	賞 与 引 当 金	250
繰 延 税 金 資 産	1,170	退 職 給 付 引 当 金	995
支 払 承 諾 見 返	1,866	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	225
貸 倒 引 当 金	△ 6,050	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	43
		偶 発 損 失 引 当 金	231
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	668
		支 払 承 諾	1,866
		負債の部合計	424,487
		（純資産の部）	
		資 本 金	7,300
		資 本 剰 余 金	6,256
		資 本 準 備 金	6,256
		利 益 剰 余 金	2,254
		利 益 準 備 金	65
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,188
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,188
		自 己 株 式	△ 204
		株 主 資 本 合 計	15,606
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	272
		土 地 再 評 価 差 額 金	738
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,011
		純資産の部合計	16,618
資産の部合計	441,105	負債及び純資産の部合計	441,105

中間損益計算書

〔平成23年 4月 1日 から
平成23年 9月30日 まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		4,927
資金運用収益	4,079	
(うち貸出金利息)	(3,418)	
(うち有価証券利息配当金)	(653)	
役務取引等収益	504	
その他業務収益	313	
その他経常収益	29	
経 常 費 用		4,322
資金調達費用	282	
(うち預金利息)	(273)	
役務取引等費用	413	
その他業務費用	211	
営業経費	3,138	
その他経常費用	276	
経 常 利 益		604
特 別 利 益		1
特 別 損 失		114
税引前中間純利益		492
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	△ 56	
法人税等合計		△ 47
中 間 純 利 益		540

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,621百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 389百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は582百万円、延滞債権額は21,575百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は871百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,029百万円
であります。
- なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公
認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより
受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、
その額面金額は8,907百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保あるいは裁判供託金等の代
用として、有価証券9,158百万円及び預け金10百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は124百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた
場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約す
る契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,374百万円であります。このうち契約残
存期間が1年以内のものが27,498百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのもの
が必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多く
には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた
融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
- また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予
め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置
等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を
行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負
債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日
平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める
土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,331百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する
当行の保証債務の額は470百万円であります。
12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 8.81%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、株式等償却116百万円、貸倒引当金繰入額25百万円及び貸出金償却46百万
円を含んでおります。
2. 当中間会計期間において、地価が継続的に下落し割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満た
ないこと等により投資額の回収が見込めなくなった当行の資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減
額し、当該減少額113百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

（単位：百万円）

場所	主な用途	種類	減損損失
福井県内	営業用店舗 1ヶ所	土地及び建物等	69
福井県外	営業用店舗 2ヶ所	建物等	44
合計			113

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。

当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額により測定しており、
当行の担保評価基準にて合理的に算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,401	4,478	77
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	4,401	4,478	77
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		4,401	4,478	77

2. 子会社株式 (平成23年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	389
合計	389

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	243	155	88
	債券	62,485	61,459	1,025
	国債	31,051	30,639	412
	地方債	8,562	8,363	199
	社債	22,870	22,456	414
	その他	3,677	3,583	94
	外国証券	2,693	2,671	21
	小計	66,405	65,197	1,208
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	737	866	△ 129
	債券	29,274	29,386	△ 112
	国債	10,063	10,110	△ 47
	地方債	4,126	4,131	△ 5
	社債	15,084	15,143	△ 59
	その他	5,650	6,120	△ 469
	外国証券	2,758	2,848	△ 89
	小計	35,661	36,372	△ 710
合計		102,067	101,570	497

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	519
その他	3,220
合計	3,739

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は116百万円（株式105百万円、その他11百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価又は償却原価に比べて30%以上下落した場合としております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	4,176 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	402
減価償却超過額	173
有価証券償却	523
税務上の繰越欠損金	2,143
その他	644
繰延税金資産小計	8,064
評価性引当額	△ 6,663
繰延税金資産合計	1,401
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	224
その他	6
繰延税金負債合計	231
繰延税金資産の純額	1,170 百万円

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額 338円76銭

1株当たり中間純利益金額 17円23銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 10円84銭

第104期 中間決算公告

平成23年12月27日



福井市順化1丁目6番9号
株式会社 福邦銀行
 取締役頭取 東條 敬

中間連結貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	16,858	預 金	415,581
コールローン及び買入手形	383	借 用 金	200
有 価 証 券	110,209	そ の 他 負 債	4,026
貸 出 金	309,660	賞 与 引 当 金	262
外 国 為 替	212	退 職 給 付 引 当 金	997
そ の 他 資 産	1,768	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	225
有 形 固 定 資 産	4,825	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	43
無 形 固 定 資 産	676	利 息 返 還 損 失 引 当 金	0
繰 延 税 金 資 産	1,175	偶 発 損 失 引 当 金	231
支 払 承 諾 見 返	1,866	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	668
貸 倒 引 当 金	△ 6,331	支 払 承 諾	1,866
		負債の部合計	424,104
		(純資産の部)	
		資 本 金	7,300
		資 本 剰 余 金	6,256
		利 益 剰 余 金	2,837
		自 己 株 式	△ 204
		株主資本合計	16,189
		その他有価証券評価差額金	272
		土 地 再 評 価 差 額 金	738
		その他の包括利益累計額合計	1,011
		純資産の部合計	17,201
資産の部合計	441,305	負債及び純資産の部合計	441,305

中間連結損益計算書

平成23年 4月 1日から
平成23年 9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,020
資金運用収益	4,093
(うち貸出金利息)	(3,432)
(うち有価証券利息配当金)	(653)
役務取引等収益	582
その他業務収益	313
その他経常収益	31
経常費用	4,393
資金調達費用	283
(うち預金利息)	(273)
役務取引等費用	436
その他業務費用	211
営業経費	3,173
その他経常費用	289
経常利益	626
特別利益	1
特別損失	114
税金等調整前中間純利益	514
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等調整額	△ 56
法人税等合計	△ 43
少数株主損益調整前中間純利益	557
中間純利益	557

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 3社

福邦ビジネスサービス株式会社

福邦オフィスサービス株式会社

福邦カード株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社1社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は669百万円、延滞債権額は21,806百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は871百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利

息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,347百万円であります。

なお、上記1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,907百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保あるいは裁判供託金等の代用として、有価証券9,158百万円及び預け金10百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は125百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,510百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが27,498百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,335百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は470百万円であります。

11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.08%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、株式等償却116百万円、貸出金償却46百万円を含んでおります。

2. 当中間連結会計期間において、地価が継続的に下落し割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと等により投資額の回収が見込めなくなった当行の資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額113百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

（単位：百万円）

場所	主な用途	種類	減損損失
福井県内	営業用店舗 1ヶ所	土地及び建物等	69
福井県外	営業用店舗 2ヶ所	建物等	44
合計			113

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準にて合理的に算定しております。

3. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 532百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。ただし、コールローン、外国為替、その他資産、借入金、その他負債については、重要性が乏しいと認められるため、注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	16,858	16,858	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,401	4,478	77
その他有価証券	102,067	102,067	—
(3) 貸出金	309,660		
貸倒引当金（*1）	△ 6,236		
	303,423	309,394	5,970
資産計	426,751	432,799	6,047
(1) 預金	415,581	416,101	519
負債計	415,581	416,101	519
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該私募債の発行者の信用リスクを考慮し、合理的に算定された価額をもって時価とし中間連結貸借対照表に計上しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載してあります。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期にわたる貸出金においては、期限前償還リスクは考慮していません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、預金の種類及び一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期のものにおける期限前解約率は考慮しておりません。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（先物為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	520
②私募債(*2)	220
③出資金(*3)	3,000
合 計	3,740

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)私募債のうち、将来のキャッシュ・フローが見込めなくなったものについては、合理的に時価を算定することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*3)出資金のうち、市場価格がなく、将来のキャッシュ・フローが約定されていないものは、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,401	4,478	77
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	4,401	4,478	77
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		4,401	4,478	77

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	243	155	88
	債券	62,485	61,459	1,025
	国債	31,051	30,639	412
	地方債	8,562	8,363	199
	社債	22,870	22,456	414
	その他	3,677	3,583	94
	外国証券	2,693	2,671	21
	小計	66,405	65,197	1,208
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	737	866	△ 129
	債券	29,274	29,386	△ 112
	国債	10,063	10,110	△ 47
	地方債	4,126	4,131	△ 5
	社債	15,084	15,143	△ 59
	その他	5,650	6,120	△ 469
	外国証券	2,758	2,848	△ 89
	小計	35,661	36,372	△ 710
合計		102,067	101,570	497

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は116百万円（株式105百万円、その他11百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価又は償却原価に比べて30%以上下落した場合としております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 357円37銭

1 株当たり中間純利益金額 17円77銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 11円40銭